

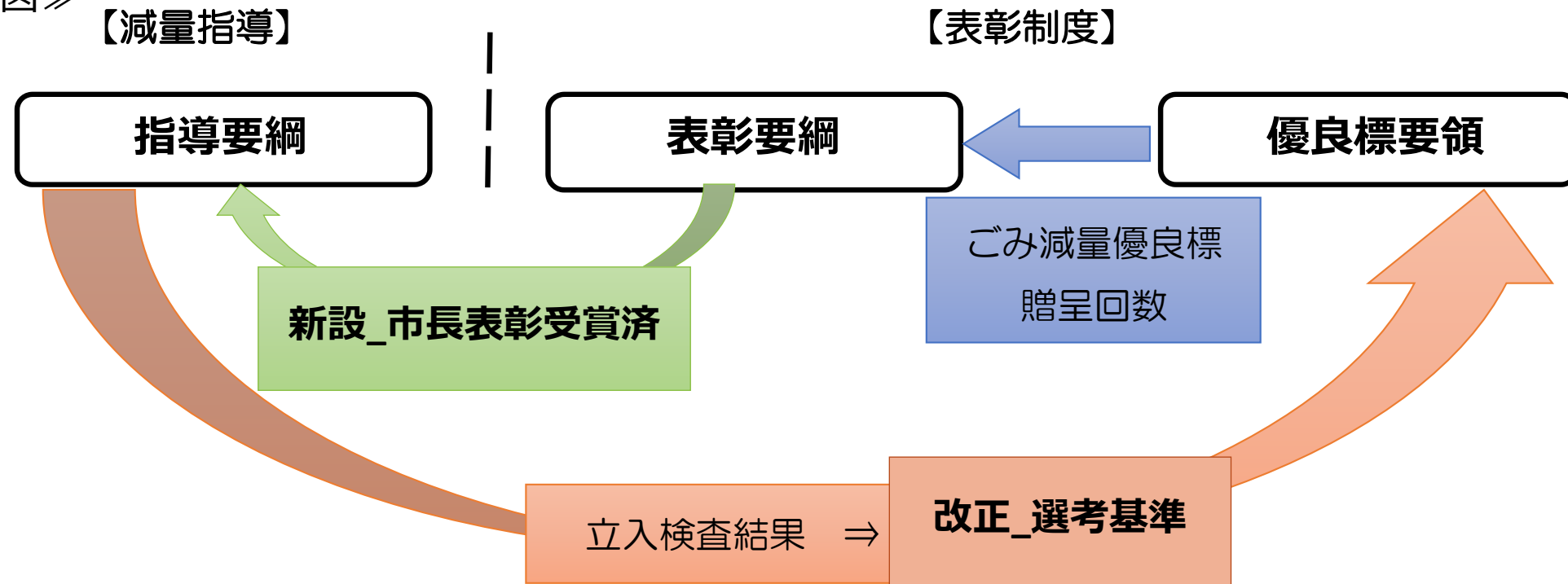
令和5年度 廃棄物管理責任者講習資料
大阪市 環境局 事業部 一般廃棄物指導課

要綱の改正について（案）

改正時期：令和6年4月1日（予定）

特定建築物に関する規程

《関係関係図》



指導要綱	表彰要綱	優良標要領
「特定建築物における事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に関する指導要綱」	「事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に功績のあった建築物の所有者等に対する表彰実施要綱」	「ごみ減量優良標等贈呈基準実施要領」
特定建築物の所有者等に対する行政指導方法	特定建築物の所有者等に対する表彰制度（局長表彰、市長表彰）	特定建築物の所有者等に対する優良評価制度

改正ポイント（指導要綱）

特定建築物

現在

市長表彰受賞済	立入検査
市長表彰未受賞	



令和 6 年度から

市長表彰受賞済	報告の徴収
	除外要件に該当する場合 ⇒ 立入検査を実施。
市長表彰未受賞	立入検査



除外要件

- ・ 次の両方が評価されていない場合
「日常的な産業廃棄物の保管場所であることを掲示（法定掲示板）している」
「日常的に排出する産業廃棄物について契約書およびマニフェストを作成している」
- ・ 立入検査結果で評価点合計が著しく低い場合
- ・ 不適切な廃棄物処理を行った場合
- ・ その他、立入検査による指導が必要な場合

なお、本市関係の特定建築物（本市所有等）は、これまでごみ減量優良標の贈呈基準を満たす場合でも、贈呈対象から除外してきたことを鑑み、今回改正において、市長表彰の受賞基準に準ずると認められる場合は、市長表彰受賞済特定建築物として取り扱う。

改正ポイント（報告の徴収）

報告の徴収 = 大阪市へ取組み状況を報告する

報告の対象者	特定建築物の所有者又は管理者
報告する項目	立入検査項目より5問程度
報告の方法	本市より報告項目等を通知するので、 特定建築物の所有者又は管理者は、期限までに報告する。 （行政オンラインシステム、郵送等）



注意

次の場合は、同一年度内に、**立入検査**を行います。

- 期限までに報告がない場合
- 報告を受けたが、取組みへの指導・助言が必要な場合

【お願い】

市長表彰未受賞の特定建築物は、市長表彰受賞をめざして優良な取組みを継続。

市長表彰受賞済の特定建築物は、他の模範となり、率先して優良な取組みを継続。

改正ポイント（優良標要領）

廃棄物の減量等に関する行政指導を遵守し、他の模範となる特に優秀な特定建築物の所有者又は管理者には、「ごみ減量優良標」の贈呈しています。



区分	現在
選考対象	全ての特定建築物
選考基準	偏差値55点以上



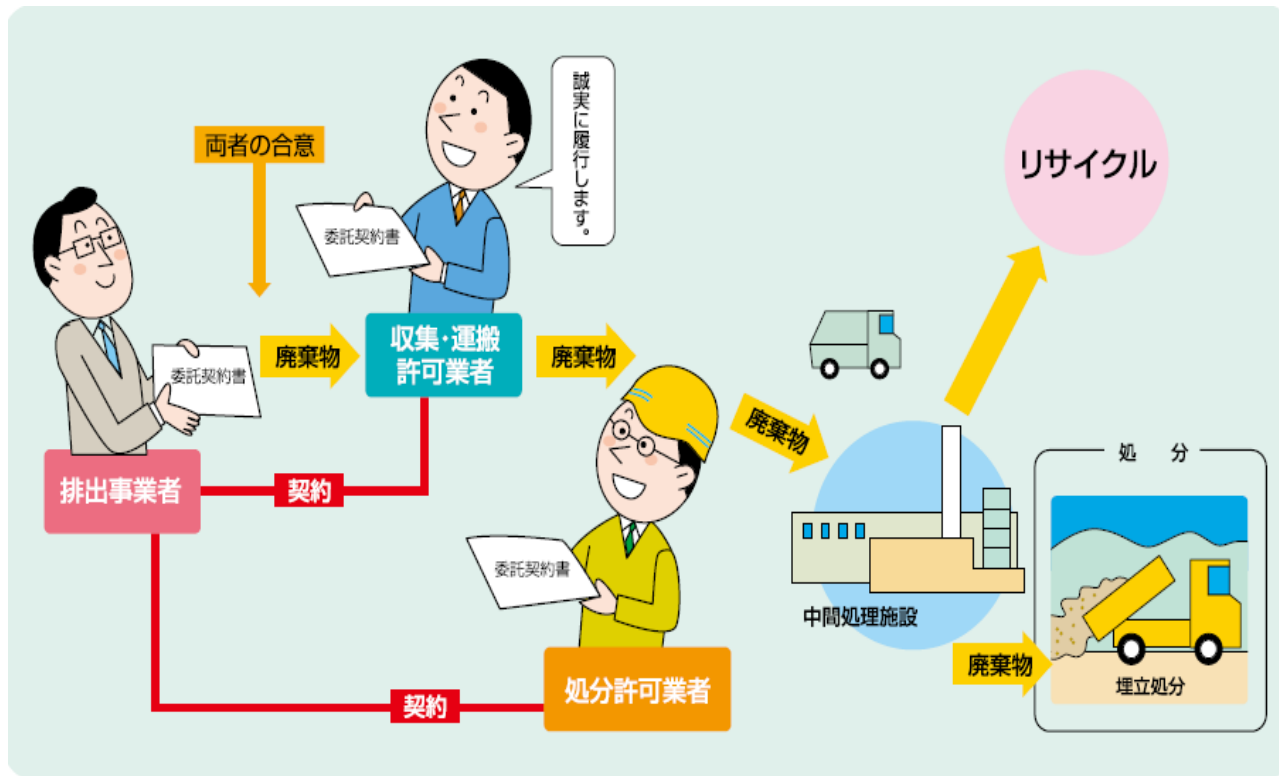
令和6年度から
<u>市長表彰未受賞の特定建築物</u>
偏差値55点以上かつ、 <u>次の両方が評価されていること</u> 「日常的な産業廃棄物の保管場所であることを 掲示（法定掲示板）している」 「日常的に排出する産業廃棄物について 契約書およびマニフェストを作成している」

【効果】
固定化されていた評価点
上位層が入れ替わる
↓
全体として優良建築物の
評価を得やすくなる

【追加】
産業廃棄物は、廃棄物
の排出から保管・処理
の基準が廃棄物処理法
に明記されている
↓
廃棄物の適正処理、
法令遵守を確認する

◆ 契約書

- 産業廃棄物の排出事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、収集運搬業者、処分業者のそれぞれと書面で契約。



「処理業者の探し方」

大阪市：大阪市(特別管理)産業廃棄物処理業者名簿

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009245.html>

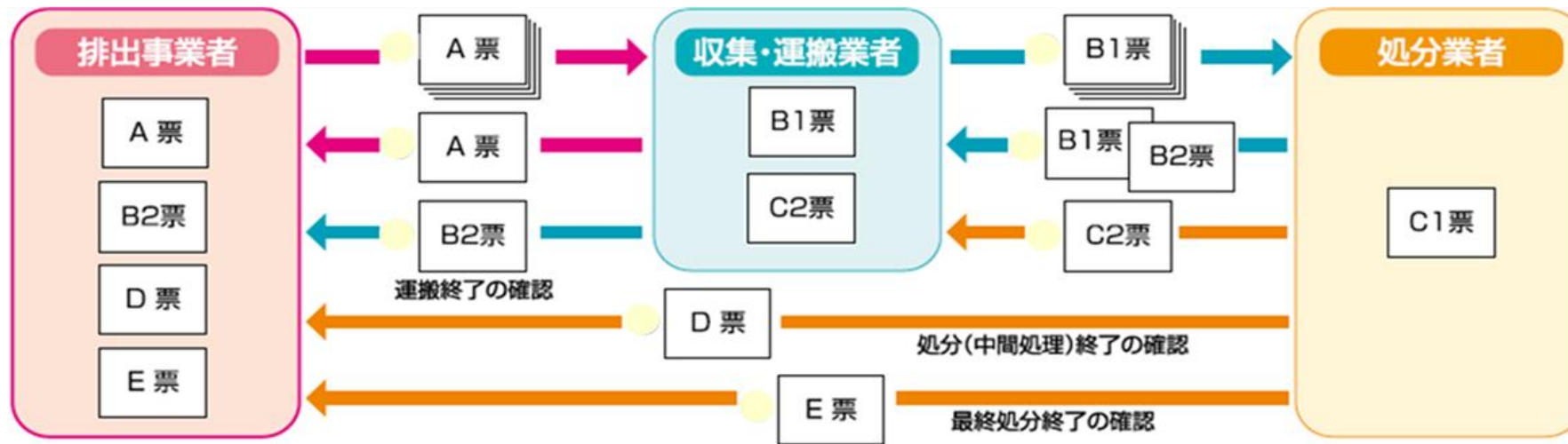
「産業廃棄物処理委託標準契約書」

大阪府：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律のしおり」資料編

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/report/shiryo.html#shiori>

◆ 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）

- 産業廃棄物の排出事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、産業廃棄物の引き渡しと同時に、必要事項を記入した**マニフェストを交付**。
- マニフェストのA・B2・D・E票は**5年間保存**。



マニフェスト交付者（産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者）は、**毎年6月30日までに**、所管する都道府県又は政令市に、産業廃棄物を排出する事業場ごとに**前年度**のマニフェストの交付等の状況報告書を提出。

《紙マニフェスト購入》

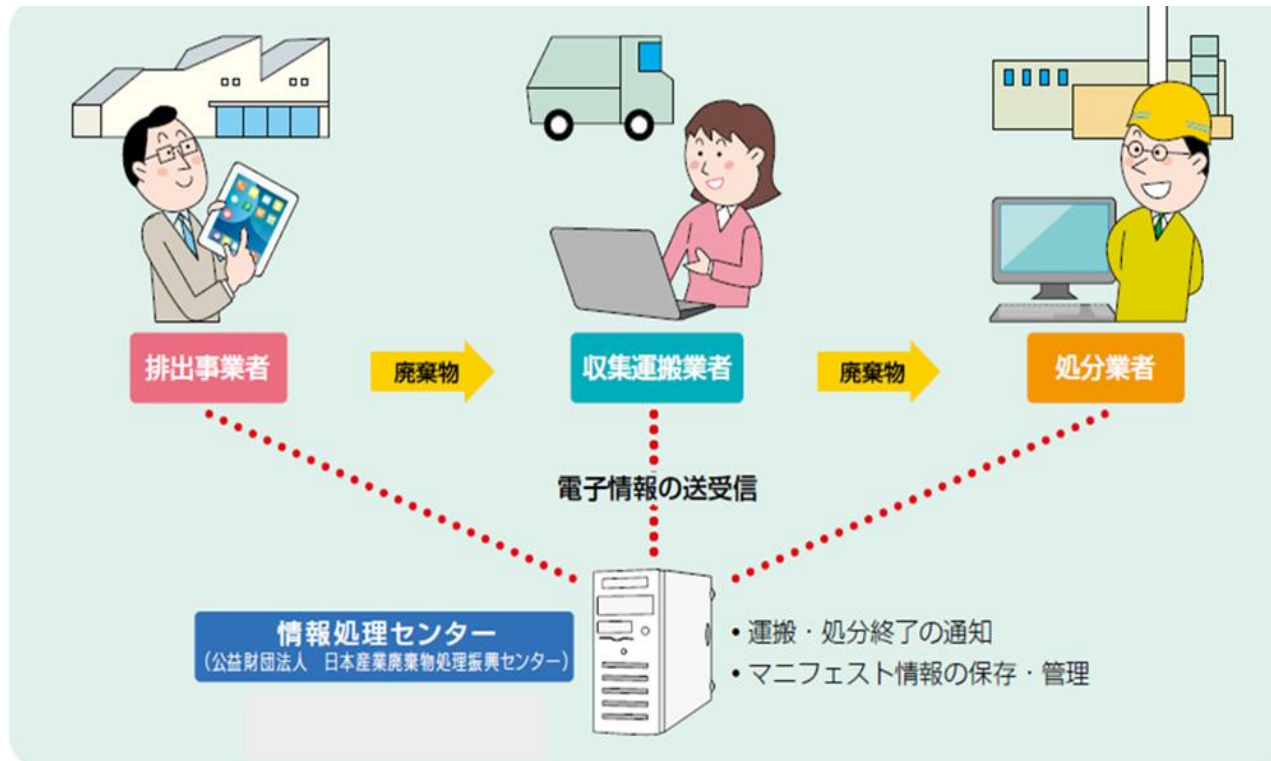
大阪府産業資源循環協会
マニフェスト購入窓口

<http://www.o-sanpai.or.jp/manifest/about07.html>

◆ 電子マニフェスト

- 産業廃棄物の排出事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、産業廃棄物の引き渡しと同時に、**電子マニフェストを入力**。

(電子マニフェスト利用は、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の3者の加入が必要)



- マニフェストの保存・報告書の提出が不要。(紛失や誤廃棄の心配もなくなる)
- 廃棄物の処理状況の確認が容易。
- 過去に登録したマニフェスト情報の確認やデータの集計が可能。

«電子マニフェスト導入»

JWNET (日本産業廃棄物処理振興センター)

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>

◆ 産業廃棄物の保管場所・掲示

【掲示板の例】

60cm以上	
産業廃棄物 保管場所	
保管場所の管理者の 氏名又は名称 連絡先 (電話番号)	(株) △△△△ 管理部 ○○○○ TEL 0 6-×××××-×××××
産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類
最大保管高さ※	1. 8 m
60cm 以上	

見やすい場所
に掲示する

【掲示板の要件】

- ①縦60cm以上×横60cm以上
- ②次の事項を表示
 - ・ 産業廃棄物保管場所であること
 - ・ 保管する産業廃棄物の種類
 - ・ 保管場所の管理者の氏名又は名称、連絡先
 - ・ 最大積み上げの高さ
(屋外で容器を用いずに保管する場合)

改正ポイント（指導要綱_第1号様式）

減量計画書（裏面）

前年度実績					
		年度（年4月～年3月）		合計 (C) (A) + (B)	資源化率 % (B/C)
番号		廃棄した 量 (トン/年) (A)	再生に廻った 量 (トン/年) (B)		
①	〇 A 紙				%
②	その他の紙（〇A紙以外）				%
③	機密書類（シュレッダー紙含む）				%
④	新聞紙（折込広告含む）				%
⑤	雑 誌				%
⑥	段 板				%
⑦	再生可能な紙類の合計				%
⑧	再生に適さない紙				%
⑨	① 紙類の合計				%
⑩	厨芥（茶殻・残飯・魚あら等）				%
⑪	び ん				%
⑫	ガラスくず等（ガラス、コンクリート、陶磁器）				%
⑬	金 属 く ず				%
⑭	ペ ッ ト ボ ト ル				%
⑮	プラスチック類（ペットボトルを除く）				%
⑯	その他の一般廃棄物（上記以外のごみ）				%
⑰	その他の産業廃棄物（上記以外のごみ）				%
⑱	② 紙類以外の合計				%
⑲	総 合 計 （ ① + ② ）				%

当年度計画					
		年度（年4月～年3月）		合計 (C) (A) + (B)	資源化率 % (B/C)
番号		廃棄する 量 (トン/年) (A)	再生に廻す 量 (トン/年) (B)		
①	〇 A 紙				%
②	その他の紙（〇A紙以外）				%
③	機密書類（シュレッダー紙含む）				%
④	新聞紙（折込広告含む）				%
⑤	雑 誌				%
⑥	段 板				%
⑦	再生可能な紙類の合計				%
⑧	再生に適さない紙				%
⑨	① 紙類の合計				%
⑩	厨芥（茶殻・残飯・魚あら等）				%
⑪	び ん				%
⑫	ガラスくず等（ガラス、コンクリート、陶磁器）				%
⑬	金 属 く ず				%
⑭	ペ ッ ト ボ ト ル				%
⑮	プラスチック類（ペットボトルを除く）				%
⑯	その他の一般廃棄物（上記以外のごみ）				%
⑰	その他の産業廃棄物（上記以外のごみ）				%
⑱	② 紙類以外の合計				%
⑲	総 合 計 （ ① + ② ）				%

【現在減量のために実施していること】	【今年度計画していること】

※廃棄量・再生量は、トン単位で記入してください。（小数点第2位以下切り上げ例：130キログラム→0.2トン）

産業廃棄物処分業者名

・この欄は、産業廃棄物処分量の許可業者名を記入する欄です。

・現在は「産業廃棄物処理業者名」となっており、収集運搬業も含まれる表現のため、改正します。

**令和6年度の減量計画書の提出は
新様式をご使用ください。**

（令和6年4月1日に、本市ホームページに掲載予定）